

小樽市と公益財団法人似鳥文化財団との連携協定

小樽市（以下「甲」という。）と公益財団法人似鳥文化財団（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、相互に協力し、官民協働により魅力的かつ持続可能性の高い地域社会を創造することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、上記の目的を達成するため、文化・芸術の振興に関するこ^トについて連携及び協力を^{行う。}

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に3年間延長されるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を^{行うに当たり、互いに知り得た情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。}

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

（合意管轄）

第7条 本協定にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 9月25日

甲 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

近後哉



乙 小樽市色内1丁目3番10号

公益財団法人似鳥文化財団

代表理事

似鳥昭雄

